

低入札価格調査基準価格の取扱いについて（改正）

九重町が低入札価格調査の対象とする工事（設計金額1億円以上）の低入札価格調査基準価格について、次のとおり取り扱う。

【改正事項】

基準割合の適用範囲を「 $7.0/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.0/10$ 」から「 $7.5/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.2/10$ 」に改める。

1. 低入札価格調査基準価格の算定方法

(1) の基準割合を算定後、(2) により低入札価格調査基準価格を算定する。

(1) 基準割合の算定

●基準割合の算定式

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に55%を乗じて得た額

$$\text{基準割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額（消費税及び地方消費税を含む）}}$$

※基準割合は少数点以下第3位を四捨五入

●基準割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.2/10$$

※基準割合の計算結果が、適用範囲の下限値（ $7.5/10$ ）に満たない場合は $7.5/10$ とし、上限値（ $9.2/10$ ）を超える場合は $9.2/10$ とする。

(2) 低入札価格調査基準価格（税抜き）の算定

●低入札価格調査基準価格（税抜き）の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格（税抜き）} = \text{予定価格（税抜き）} \times \text{基準割合}$$

※計算の結果、1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の $7.5/10$ に満たない場合はこの限りでない。

2. 適用時期

令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。